特定非営利活動法人 日本医師事務作業補助研究会

支部設置細則

第５版

発行日：令和 ２ 年 ４ 月 １ 日

発 行：研究会事務局

配布先：理事会、ホームページ

（目的）

第 1 条 支部は、本法人の目的を達するため、定款第 3 条第 1 号に掲げる事業の一環として、医師事務作業補助者の業務に関する情報交換や、医師事務作業補助者およびその管理者の交流等を行うことを目的とする。

（支部の単位）

第 2 条 支部は、都道府県の単位で設置するものとする。ただし、地勢上の理由により都道府県を一つの単位とすることが望ましくない場合は、これによらないことができる。

（支部の設立）

第 3 条 支部を設立しようとする正会員は、別に定める様式により、理事長に届け出るものとする。

2 前項の届け出があった場合、理事長は、その支部の管内となる都道府県に属する正会員の意見を聴くことができる。

3 理事長は理事会の議を経て支部の設立を承認したときは、支部の役員に対して任命書を交付する。

（支部の組織）

第 4 条 支部は次の役員で構成する。任期は法人の役員と同期間の 2 年とし、理事会の議により、再任を妨げない。

（1）支部長 ： 世話人会で選出され、別紙に定める様式により施設長の承諾を得た正会員（医師事務作業補助体制加算を届け出ている病院において、現に実務、もしくは実務を経験してその管理に従事している者に限る）1 名

（2）世話人 ： 支部の管内となる都道府県に属する正会員若干名および賛助会員若干名。なお、複数の世話人を置く場合は、医師事務作業補助体制加算を届けている病院の医師から、代表世話人 1 名を置くことができる。

（3）顧問 ： 支部の管内となる都道府県に属する医療機関または医療機関を開設する法人の長若干名。なお、顧問は正会員もしくは賛助会員でない者も選任できるものとし、複数の顧問をおく場合は代表顧問 1 名を置くことができる。

（世話人会）

第 5 条 世話人会は、支部長、世話人および顧問で構成するものとする。

（支部の活動）

第 6 条 支部が勉強会、情報交換会もしくは交流会（名称の如何を問わず、これと同様の催事を含む）を開催するときは、本法人の地方会運営細則によるものとする。

2 前項にかかわらず、他の団体等の共催、後援もしくは協賛を受けず、会費を徴しない催事を行う場合は、地方会運営細則によらずに催事を行うことができる。この場合、催事の日から一ヶ月以内に、理事長にその概要を報告するものとする。

3 前 2 項の他、支部は支部内の連絡を円滑化するために必要な業務を行うことができる。

（支部事務局）

第 7 条 支部は、世話人会の定めるところにより、理事長に届け出て事務局を設けることができる。

2 支部事務局は、その支部に係る定款第 5 条第 1 号に掲げる事業に必要な範囲の事務を分任するものとし、特定非営利活動法人促進法第 11 条第 4 号に掲げる「その他の事務所」としての機能は持たない。

（本法人の関与）

第 8 条 理事長は、支部の運営に際して必要な助言を行い、報告を求めることができる。

2 支部が他団体と提携もしくは協力（名称の如何を問わず、これを同様のことを含む）して活動を行う場合、予め支部長は理事長に相談するものとする。

3 支部の運営が本法人の活動として不適切な場合、理事長は、支部長その他の役員に聴聞した上で、設立の承認を取り消すことができる。

（支部の解散）

第 9 条 支部が諸般の事情で解散又は活動を停止しなければならないときは、支部長（又はそれに準ずるもの）名で解散報告書を提出しなければならない。

2 支部長等支部の役員が、不正や理事会の方針に従わない場合、その他、本研究会、理事会において支部としてふさわしくないと認めた場合は、理事長は支部を解散させることが出来る。

3 理事長は、支部を変更又は解散させる場合、支部の役員に対して解任書を交付する。

（雑則）

第 10 条 本細則に定めのないことは、理事長が別に定める。

（改廃）

第 11 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

（附則）

第2版 平成25年12 月8日

第3版 平成27年9 月11日

第4版 平成29年8月1日

第5版 令和 2年4月1日

事務局次長	事務局長	理事長

様式第１号（第３条関係）

支部設置届

日本医師事務作業補助研究会理事長　殿

令和＿＿年＿＿月＿＿日

届出者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により日本医師事務作業補助研究会　＿＿＿＿＿支部を設立したいので、
支部の設置に関する細則第３条の規定に基づき、届け出ます。

名　　称	日本医師事務作業補助研究会　　　　支部	
支部の範囲	1．単一の都道府県（　　　　　　都道府県） 2．複数の都道府県（　　　　　　都道府県）	
役員の名簿		
	氏　　名	所属・職名
支部長		
副支部長		
代表世話人		
世話人		
世話人		
世話人		
世話人		
世話人		
顧問		
事務局	〒 TEL：	
開設予定日	令和　　年　　月　　日	
備考		

様式第 2 号（第 4 条関係）

承 諾 書

日本医師事務作業補助研究会理事長 殿

下記の者が、特定非営利活動法人日本医師事務作業補助研究会 ＿＿＿＿＿＿支部長

に就任することを承諾します。

職　　名	氏　　名

令和　　年　　月　　日

病院名

病院長　　　　　　　　　　　　　　　　　印

事務局次長	事務局長	理事長

様式第３号（第３条関係）

支部設置更新届

日本医師事務作業補助研究会理事長　殿

令和____年____月____日

届出者　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記により日本医師事務作業補助研究会　＿＿＿＿＿＿＿支部の更新を申請したいので、
支部の設置に関する細則第３条の規定に基づき、届け出ます。

名　　称	日本医師事務作業補助研究会　　　　　支部		
支部の範囲	1. 単一の都道府県（　　　　　　　　　都道府県） 2. 複数の都道府県（　　　　　　　　　都道府県）		
役員の名簿			
	氏　　名		所属・職名
支　部　長		新・更	
副支部長		新・更	
代表世話人		新・更	
世　話　人		新・更	
世　話　人		新・更	
世　話　人		新・更	
世　話　人		新・更	
世　話　人		新・更	
顧　　問		新・更	
事　務　局	〒 TEL：		
更新予定日	令和　　年　　月　　日		
退　　任			
備　　考			

様式第 4 号（第 9 条関係）

支部解散報告書

日本医師事務作業補助研究会理事長 殿

令和____年____月____日

届出者 氏名____________________

下記のとおり、特定非営利活動法人日本医師事務作業補助研究会____________支部を

解散したことを報告いたします。

解散をする支部名	
解散の年月日	令和　　年　　月　　日
解散の理由	
解散後の連絡先	氏名 住所 電話
備考	

様式第 5 号（第 9 条関係）

支部解散命令書（解任書）

＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿支部
＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿殿

令和　　年　　月　　日

日本医師事務作業補助研究会理事長
矢口 智子

理事会の決議に基づき、特定非営利活動法人日本医師事務作業補助研究会＿＿＿＿＿＿支部を解散することを報告いたします。合わせて、支部の役員の全てを解任いたします。

解散をする支部名	
解散の年月日	令和　　年　　月　　日
支部の役員（解任）	
備考	

【支部設置細則】新旧対照表 1

版数	施行日	内容	改定項目	改定前	改定後	改訂理由
4	平成29年 8月1日	追加	第 9 条		（支部の解散） 第 9 条 1　支部が諸般の事情で解散 又は活動を停止しなければならないときは、支部長（又はそれに準ずるもの）名で解散報告書を提出しなければならない。 2 支部長等支部の役員が、不正や理事会の方針に従わない場合、その他、本研究会、理事会において支部としてふさわしくないと認めた場合は、理事長は支部を解散させることが出来る。 3 理事長は、支部を変更又は解散させる場合、支部の役員に対して解任書を交付する。	
4	平成29年 8月1日	追加	第 11 条		第 11 条 この細則の改廃は、理事会の決議を経て行う。	改廃の追加
4	平成29年 8月1日	追加	様式第4号		第9条に基づき追加	
4	平成29年 8月1日	追加	様式第5号		第9条に基づき追加	
5	令和2年 4月1日	修正	様式第1号	平成	令和	元号変更
5	令和2年 4月1日	修正	様式第2号	平成	令和	元号変更
5	令和2年 4月1日	修正	様式第3号	様式第1号	様式第3号	様式番号修正

【支部設置細則】新旧対照表２

5	令和２年 ４月１日	修正	様式第４号	平成	令和	元号変更
5	令和２年 ４月１日	修正	様式第５号	平成	令和	元号変更
5	令和２年 ４月１日	追加	様式第３号		役員名簿 【新・更】欄追加	
5	令和２年 ４月１日	追加	様式第３号		退任欄追加	